

別表第2 設計住宅性能評価（一戸建ての住宅）

(税込、単位：円)

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	57,200	63,800
200 m ² を超え 500 m ² 以下	64,900	71,500
500 m ² を超え	別途見積り	

- ※ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの分野をいう。
- ※ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 構造が木造以外の場合は、22,000円を加算する。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- ※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。
- ※ 長期使用構造等確認を併願する場合は、11,000円を加算する。

別表第3 建設住宅性能評価（一戸建ての住宅）

(税込、単位：円)

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	105,600	116,600
200 m ² を超え 500 m ² 以下	125,400	136,400
500 m ² を超え	別途見積り	

- ※ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
- ※ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- ※ 紛争処理負担金は、上表の金額に含まれる。
- ※ 財団以外の機関にて交付された設計住宅性能評価の建設住宅性能評価申請は、申請料金の1.5倍とする。

別表第4 変更等（一戸建ての住宅）

(税込、単位：円)

申請区分	料金	
届出等	誤記補正等	申請ごとに5,500

変更設計住宅性能評価	上記以外	別表第2で定められた評価料金の2分の1
変更申告書		変更内容により別途見積(別表第2で定められた評価料金の2分の1を上限とする)
変更建設住宅性能評価	—	別表第3で定められた評価料金の2分の1

※ 財団以外の機関が交付した設計評価書の変更設計住宅性能評価の評価料金は、別表第2で定められた金額とする。

※ 財団以外の機関が交付した建設評価書の変更建設住宅性能評価の評価料金は、別表第3で定められた金額とする。

別表第5 設計住宅性能評価(共同住宅等)

(税込、単位：円)

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	52,800 + M × 6,600	52,800 + M × 11,000
200 m ² を超え 500 m ² 以下	63,800 + M × 6,600	63,800 + M × 11,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	80,300 + M × 6,600	80,300 + M × 11,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	112,200 + M × 6,600	112,200 + M × 11,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	154,000 + M × 6,600	154,000 + M × 11,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	196,900 + M × 6,600	196,900 + M × 11,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	238,700 + M × 6,600	238,700 + M × 11,000
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	291,500 + M × 6,600	291,500 + M × 11,000
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	376,200 + M × 6,600	376,200 + M × 11,000
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	481,800 + M × 6,600	481,800 + M × 11,000
10,000 m ² を超え	587,400 + M × 6,600	587,400 + M × 11,000

※ Mは評価戸数とする。

※ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。

※ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。

※ 音環境を選択する場合は、上記で定められた料金にM×2,200円(税込)を加算する。

※ 床面積は、建物全体の合計とする。

- ※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。
- ※ 長期使用構造等確認を併願する場合は、11,000+M×1,100円を加算する。
- ※ 寄宿舍及び下宿は、別途見積りとする。

別表第6 建設住宅性能評価（共同住宅等）

（税込、単位：円）

床面積の合計	必須分野のみを申請する場合	選択分野を含め申請する場合
200 m ² 以下	$N \times 52,800 + M \times 12,100$	$N \times 52,800 + M \times 16,500$
200 m ² を超え 500 m ² 以下	$N \times 59,400 + M \times 12,100$	$N \times 59,400 + M \times 16,500$
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	$N \times 66,000 + M \times 12,100$	$N \times 66,000 + M \times 16,500$
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	$N \times 72,600 + M \times 12,100$	$N \times 72,600 + M \times 16,500$
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	$N \times 79,800 + M \times 12,100$	$N \times 79,800 + M \times 16,500$
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	$N \times 85,800 + M \times 12,100$	$N \times 85,800 + M \times 16,500$
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	$N \times 92,400 + M \times 12,100$	$N \times 92,400 + M \times 16,500$
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	$N \times 105,600 + M \times 12,100$	$N \times 105,600 + M \times 16,500$
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	$N \times 118,800 + M \times 12,100$	$N \times 118,800 + M \times 16,500$
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	$N \times 145,200 + M \times 12,100$	$N \times 145,200 + M \times 16,500$
10,000 m ² を超え	$N \times 171,600 + M \times 12,100$	$N \times 171,600 + M \times 16,500$

- ※ Mは評価戸数、Nは検査を行う回数とする。
- ※ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいう。
- ※ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいう。
- ※ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。
- ※ 紛争処理負担金は、上表の金額に含まれる。
- ※ 寄宿舍及び下宿は、別途見積りとする。
- ※ 財団以外の機関にて交付された設計住宅性能評価の建設住宅性能評価申請は、申請料金の1.5倍とする。

別表第7 変更等（共同住宅等）

（税込、単位：円）

申請区分	料金	
届出等	誤記補正等	申請ごとに 5,500
変更設計住宅性能評価	上記以外	別表第5で定められた評価料金の2分の1
変更申告書		変更内容により別途見積（最大別表第5で定められた評価料金の2分の1を上限とする）
変更建設住宅性能評価	—	別表第6で定められた評価料金の2分の1

※ 財団以外の機関が交付した設計評価書の変更設計住宅性能評価の評価料金は、別表第5で定められた金額とする。

※ 財団以外の機関が交付した建設評価書の変更建設住宅性能評価の評価料金は、別表第6で定められた金額とする。

別表第8 その他

(税込、単位：円)

区分	料金
液状化に関する情報提供	2,200
室内空気中の化学物質の濃度等の測定	別途見積り
建設住宅性能評価の再検査に係る追加料金	1回につき 33,000
評価書の再発行	1通につき 5,500

別表第9 長期使用構造等確認（一戸建ての住宅）

(税込、単位：円)

床面積の合計	料金
200 m ² 以下	66,000
200 m ² を超え	72,600

※ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とする。

※ 床面積の合計が 500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとする。

※ 構造が木造以外の場合は、22,000 円を加算する。

※ 長期使用構造等確認の変更申請の料金は、上記で定められた料金の2分の1の額とする。

※ 長期使用構造等確認の軽微な変更の料金は、5,500 円/件とする。

※ 長期使用構造等確認の再発行の料金は、5,500 円/件とする。(文字訂正等による確認書の再発行を含む)

※ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとする。

※ 財団以外の機関が交付した長期使用構造等確認書の変更申請の料金は、上記で定められた金額とする。

※ 設計住宅性能評価と合わせて申請する場合は、別表第2による。

別表第 10 長期使用構造等確認（共同住宅等）

（税込、単位：円）

床面積の合計	料金
200 m ² 以下	68,200 + M × 6,600
200 m ² を超え 500 m ² 以下	81,400 + M × 6,600
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	94,600 + M × 6,600
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	121,000 + M × 6,600
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	173,800 + M × 6,600
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	226,800 + M × 6,600
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	279,400 + M × 6,600
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	332,200 + M × 6,600
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	385,000 + M × 6,600
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	490,600 + M × 6,600
10,000 m ² を超え	596,200 + M × 6,600

- ※ Mは評価戸数とする。
- ※ 長期使用構造等確認の変更申請の料金は、上記で定められた料金の2分の1の額とする。
- ※ 長期使用構造等確認の軽微な変更の料金は、5,500円/戸とする。
- ※ 長期使用構造等確認の再発行の料金は、5,500円/戸とする。（文字訂正等による確認書の再発行を含む）
- ※ 財団以外の機関が交付した長期使用構造等確認書の変更申請の料金は、上記で定められた金額とする。
- ※ 設計住宅性能評価と合わせて申請する場合は、別表第2による。

別表第 11 減額率の上限

評価料金の減額率の上限は、以下に定められる率とする。該当する項目が複数ある場合は、合計した減額率とすることができるものとする。ただし、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の最大減額率は30%、建設住宅性能評価の最大減額率は20%とする。減額率は、加算料金を除いた料金に乗ずる。また、変更の料金への適用は除外する。

内 容	設計住宅 性能価 (最大減 額率)	建設住宅 性能評価 (最大減 額率)	長期使用 構造等確 認(最大 減額率)
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し(財団が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	20%	20%	—
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し(財団が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。	20%	20%	—
(3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。ただし、確認の申請手数料を減額している場合は財団と協議を行うものとする。	10%	—	10%
(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。ただし、検査の申請手数料を減額している場合は財団と協議を行うものとする。	—	10%	—
(5) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認を効率的に実施できると財団が判断したとき。	30%	20%	30%
(6) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。	—	20%	—
(7) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。	20%	20%	20%
(8) 申請者又は設計者に相当の申請実績があり、今後も継続的に申請が見込まれるときで、住宅性能評価及び長期使用構造等確認が効率的に実施できると財団が判断したとき。	30%	20%	30%
(9) 新規申請者又は設計者が年間に相当の申請を行うなど、継続的に申請が見込まれるときで、住宅性能評価又は長期使用構造等確認が効率的に実施できると財団が判断したとき。	30%	20%	30%

別表第12 増額率の上限

評価料金の増額率の上限は、以下に定められる率とする。該当する項目が複数ある場合は、合計した増額率とすることができるものとする。ただし、最大増額率は50%と

する。

内 容	設計住宅 性能評価 (最大増 額率)	建設住宅 性能評価 (最大増 額率)	長期使用 構造等確 認(最大 増額率)
(1) 財団以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件の建設住宅性能評価は、その内容に応じて割り増しすることができるものとする。	—	20%	—
(2) 申請者の依頼で第3条に定める休日に評価を行うとき。	20%	20%	20%
(3) 申請者の設計者の非協力、設計評価提出図書又は長期使用構造等確認提出図書の著しく多い補正その他財団の責めに帰することができない事由等により業務期日が延期したとき。	40%	40%	40%
(4) 設計住宅性能評価審査中又は長期使用構造等確認審査中に、申請者の依頼で再審査が必要となったとき。	50%	50%	50%